

令和7年度 第4回新潟中央警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年2月26日（木）午後3時00分から午後4時30分まで		
開催場所	新潟中央警察署 講堂		
出席者	委員 (定数10人)	太田会長 川端副会長 樋浦委員 柳本委員 岸本委員 渡邊委員 長谷川委員	計7人
	警察	徳永署長 江口副署長 警務課長 中嶋会計課長 中村生活安全課長 栴澤地域課長 亀刑事課長 斉藤交通課長 内山警備課長	計9人

管内の治安情勢

署長から、令和7年12月末までの管内の治安情勢について説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について、説明があった。

1 特殊詐欺等の被害防止活動の強化（三本柱の強化）

- (1) 犯人から電話を受けない対策
- (2) 電話に出ても騙されないための対策
- (3) 騙されたとしても犯人に金を渡さないための対策

2 年末に向けた重大事故防止活動の強化

- (1) 速度抑制対策の推進
- (2) 交差点関連違反、飲酒運転、無免許運転の指導取締り強化
- (3) 高齢者事故防止対策の推進

3 年末年始における警戒活動の強化

- (1) 金融機関・コンビニに対する立ち寄り警戒活動の強化
- (2) 白山神社、護国神社における二年参り・初詣での雑踏事故防止
- (3) 繁華街における風俗環境対策

4 主要事件の検挙状況【刑事課、生活安全課、交通課】

(省略)

諮問

署長から、当面の重点推進事項について、次のとおり、特殊詐欺等の被害防止活動の強化、交通事故防止対策を継続・強化する旨の諮問があった。

1 特殊詐欺等の被害防止活動の強化（三本柱の強化）【継続】

- (1) 犯人から電話を受けない対策
- (2) 電話に出ても騙されないための対策
- (3) 騙されたとしても犯人に金を渡さないための対策

2 交通事故防止対策の推進

- (1) 子供の交通事故防止対策の推進
- (2) 自転車の安全利用に向けた各種広報や街頭活動の推進
- (3) 歩行者事故、横断歩行者妨害による事故、高齢者事故防止対策の推進

答申

協議会において協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 今年、新潟市街地においてもかなりの積雪があり、登校する子供たちもやむを得ず車道を歩いている場面があった。歩道上の除雪依頼は市へ行くべきなのか伺う。
○ 児童等の登下校の細街路の除雪については、道路管理者である新潟市等になります。今回、委員から頂いた意見を新潟市へ参考連絡します。
幸い、降雪により子供が車道を歩いて事故に巻き込まれるものはありませんでした。
- 2 4月から自転車の交通違反について「青切符」と呼ばれる交通反則通告制度が導入されるが、警察としてどのような広報を展開していく方針か伺う。
また、自転車の歩道通行はどうなるのか併せて伺う。
○ 4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反について青切符が導入されます。
自転車の歩道通行については、基本的には指導警告を行いますが、スピードを出して歩行者を立ち止まらせたケース、警察官の警告に従わず歩道通行を継続するケースなどは検挙の対象となります。その他、交通事故の原因となるような悪質・危険な違反についても検挙の対象となります。
制度開始にあたり、先般、新潟署と合同で中央区内の高等学校の先生方対象の講習会を行いました。今後も交通指導取締りや広報を行い、引き続き交通事故の防止と自転車の安全利用を促進します。
- 3 ヘルメットを着用していない自転車乗りについては、どういう取扱いになるのか伺う。
○ 現在、努力義務という位置づけであり、行政罰の対象ではありません。但し、自転車利用者のヘルメットの着用については、頭部を保護し、事故発生時の被害を軽減する重要なものであり、引き続き着用率向上を図るべく広報啓発を行って参ります。

速度等取締り指針の策定

署長から交通事故実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

1 新潟署と現新潟中央署のとの統合概要について（4月1日付）

署長から統合署の体制、警察署協議会の解散と設立、3月末日までの業務推進体制などの統合に向けた準備状況について概要説明を受けた。



2 協議会委員に対する署長感謝状の贈呈

長年に渡り当協議会の委員を務めた5名に対し、署長感謝状の贈呈が行われた。

